

## 第2章 市役所、区役所、町役場、村役場

日本の生活では、住んでいるまちの役所（市役所、区役所、町役場、村役場など）によく行きます。

生活が変わったら、役所に知らせます。生活でわからないことや困ったことがあったら、相談します。



### 1 住んでいるまちの役所に行く

#### 1-1 日本の住所が決まったとき

住所が決まってから14日以内に、住所があるまちの役所に「転入届」<別のまちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始めたときにも出します>を出します。

役所には、「在留カード」(まだもらっていない人はパスポート)を持って行きます。日本人ではない家族と住む人は、家族の関係がわかる書類も持って行きます。

#### 1-2 引っ越し

引っ越し人は、役所に書類を出します。役所に行くとき、「マイナンバーカード」がある人は持って行ってください。

##### ① 別の市・区・町・村に引っ越し人

引っ越し前に、今まで住んでいた住所の役所に「転出届」<別のまちへ引っ越しをするときに、今まで住んでいた住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本を出るときにも出します>を出します。

引っ越ししてから14日以内に、新しい住所の役所に「転入届」を出します。

##### ② 同じ市・区・町・村の中で引っ越し人

引っ越ししてから14日以内に、新しい住所の役所に「転居届」を出します。

③ 日本を出る人

- 引越す前に今まで住んでいたまちの役所に「転出届」を出します。  
詳しくは、↓を見てください。



[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/move-in\\_move-out.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/move-in_move-out.html)



1-3 結婚

日本で結婚する人は、住んでいるまちの役所に「婚姻届」<=結婚する人が住んでいるまちの役所に出す紙>を出します。

外国人は「婚姻要件具備証明書」<=外国人が婚姻届を住んでいるまちの役所に出すときに必要な紙>を持って行きます。



「婚姻要件具備証明書」

大使館や領事館でもらいます。もらうことができないときは、自分が結婚できることがわかる書類を用意します。外国語だったら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人の名前も書きます。



★ 日本の役所に「婚姻届」を出しても、夫や妻の国籍の国が「2人が結婚した」と考えるかどうかわかりません。大使館や領事館にどうしたらいいか聞いてください。

1-4 離婚

夫と妻が2人とも離婚すると決めたときは、住んでいるまちの役所に「離婚届」<=離婚する人が住んでいるまちの役所に出す紙>を出します。

住んでいる場所や国籍で離婚の方法が違うので、役所に聞いてください。

夫か妻のどちらかが離婚したくないと考えているときは、裁判所で離婚のための話し合いをします。

★ 日本の役所に「離婚届」を出しても、夫や妻の国籍の国が「2人が離婚した」と考えるかどうか分かりません。大使館や領事館にどうしたらいいか聞いてください。

★ 日本人の夫または妻が、1人で離婚を決めて離婚届を出すことが心配なときは、「離婚届の不受理申出書」<=役所が離婚届をもらったとき、離婚の手続をしないようにするために出す紙>を出すことができます。「離婚届の不受理申出書」は、住んでいるまちの役所に出します。

### 1-5 亡くなったとき

家族と一緒に生活していた人が亡くなったら、そのことを知ってから7日以内に役所に「死亡届」<=家族と一緒に生活していた人が死んだとき、まちの役所に出す紙>を出します。出すところは、亡くなった人が住んでいたまちか、書類を出す人が住んでいるまちの役所です。

持って行く物は、役所に聞いてください。

★ 亡くなった人の「在留カード」は入管に返してください (P6)。



## 1-6 「実印」と「印鑑証明書」

### 「実印」

家を買ったり売ったりするような、とても大事な契約のとき、サインではなくて「実印」というはんこ（印鑑）を使ってほしいと言われることがあります。「実印」が必要な人は、住んでいるまちの役所にはんこ（印鑑）を持って行って登録をします。登録したはんこ（印鑑）があなたの「実印」になります。



実印にするはんこ（印鑑）を  
用意する。持って行く物は、  
役所に聞いてください。

住んでいるまちの役所に「印鑑  
登録申請書」<＝「実印」を登録  
したいときに出す紙>を出して、  
「印鑑登録証」<＝「実印」を  
住んでいるまちの役所が認めたと  
きにもらうカード>をもらう。

### 「印鑑登録証明書」

大事な契約で「実印」を使うとき、「印鑑登録証明書」という書類も必要です。本当  
にそのはんこ（印鑑）が「実印」かどうかチェックするためです。「印鑑登録証明書」  
は、住んでいるまちの役所に「印鑑登録証」を持って行って、もらいます。「実印」は  
持って行かなくてもいいです。持って行く物は、役所に聞いてください。



## 2 マイナンバー制度

「マイナンバー」

日本で生活する人には「マイナンバー（個人番号）」という番号があります。この番号は1人ずつ違います。日本の住所が決まって、役所に「転入届」（P13）を出した人には「マイナンバーのお知らせ」が郵便で来ます。そこにあなたの「マイナンバー」が書いてあります。

マイナンバーは、次のようなとき必要です。

- ・ 銀行や証券会社などで、外国にお金を送るときや、外国からお金を送ってもらうとき、口座を作るとき
- ・ 役所で、社会保険＜＝国が、働いている人と会社からお金を集めて、困った人を助ける制度＞や税金の書類を出すとき
- ・ 会社やお店などで、働き始めるとき などです。

このようなときに、マイナンバーを聞かれたら、「マイナンバーのお知らせ」や「マイナンバーカード」を見せて自分のマイナンバーを知らせます。

「マイナンバーカード」

あなたのマイナンバーが書いてあるカードで、日本で便利に暮らしていくために必要なICチップ付きのカードです。申し込むと、もらうことができます。初めて申し込むときはお金がかかりません。

マイナンバーカード



← マイナンバー

マイナンバーカードは、次のようなときに使います。

- ・ マイナンバーを知らせるとき
- ・ 国やまちのサービスを利用したいとき（例えば、コンビニで「住民票の写し」をもらうなど）
- ・ 病院や薬局などで「健康保険証」としても使うことができます（予定）。

マイナンバーカードのもらい方は？

① 「転入届」(P13) を出すときに申し込む人

役所に「マイナンバーカードの交付申請書」<=マイナンバーカードをもらいたいときに出す書類>を出します。



② ①以外の人

「転入届」を出したあと家に郵便で来る「マイナンバーカードの交付申請書」で申し込みます。

・ QRコードをスマートフォンやパソコンで読んでインターネットで申し込むことができます。

・ 郵便で送って、申し込むこともできます。



マイナンバーカードは、申し込んでから1か月くらいあとにもらうことができます。

もらい方については次の「マイナンバーカード総合サイト」を見てください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-kofushinse/>



マイナンバーカードに書いてあることが変わったとき

- 名前や住所などが変わった人  
住んでいるまちの役所に行って知らせます。
- 「在留カード」の在留期限が変わった人



おなじ



マイナンバーカードの有効期限 <= 使うことができる最後の日 > は、「在留カード」の在留期限と同じです。

在留期限を長くする

マイナンバーカードの有効期限までに、在留期限を長くするための手続きが終わらないときは、マイナンバーカードの有効期限を特別に2か月だけ長くしなければなりません。

新しい在留期限が書いてある「在留カード」をもらったら、マイナンバーカードの有効期限より前に、住んでいるまちの役所に行って、マイナンバーカードを新しくしなければなりません。

詳しくは、↓を見てください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/basic\\_resident\\_registration\\_card.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/basic_resident_registration_card.html)



もっと知りたい人は？

ウェブサイトを見てください。

- ・ マイナンバー制度

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html>

- ・ マイナンバーカード

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/>



電話で質問してください。

コールセンター（月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時まで  
土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分から午後5時30分まで

◎日本語 TEL 0120-95-0178

◎英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

TEL 0120-0178-27